

会 議 録

名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会

日 時 令和4年3月23日(水) 午後2時02分～午後3時48分

場 所 世田谷区役所 第1庁舎4階 1・4・2会議室(オンライン開催)

出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 菅野典浩 高山梢 中村重美 山辺直義

説明員等 区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也

事務局 総務部長 池田豊 区政情報課長 末竹秀隆

区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 河野晃 西條真規

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

(1) 小委員会のスケジュール(案)

(2) 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」(案)

(3) 現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)

(個票1) 開示、訂正、利用停止(手数料)

(個票2) 開示、訂正、利用停止(手続)

(個票3) 行政機関等匿名加工情報の提供

(個票4) 定義(条例要配慮個人情報)

1. 開 会

委員長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会を開会いたします。

それではまず、審議に入る前に、本日の資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。よろしくお願いいたします。小委員会の開催直前に資料をお送りすることとなりまして、申し訳ございませんでした。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料につきましては、資料No. 1、次第、資料No. 2、小委員会の名簿、資料No. 3、小委員会のスケジュール(案)、資料No. 4、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」(案)、資料No. 5、現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)、資料No. 6-1からNo. 6-4はそれぞれ個票1から個票4でございます。皆様、資料は全てございますでしょうか。

また、以前お送りしました事務局作成のかなり分厚い資料集も適宜参照していただければと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 それでは次に、傍聴の有無について、事務局いかがでしょうか。

区政情報課長 本日、審議会小委員会につきましては、傍聴希望は出されておられません。

2. 小委員会委員及びオブザーバー委員の紹介

～ 各自自己紹介 ～

3. 議 事

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

(1) 小委員会のスケジュール(案)

委員長 それでは、自己紹介が終わりましたので、次第のとおり進めてまいります。

3、議事、(1)小委員会のスケジュール案です。事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 ありがとうございます。では、これから事務局、小田より御説明させていただきます。

だければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日使います資料は10ページつづりのものでございまして、3ページの資料No. 3、小委員会のスケジュール（案）を御確認いただければと思います。今後、スケジュール、議論の内容が若干変わるかもしれませんが、現在、事務局で想定しているものについて書かせていただいている状況でございます。

まず、第1回、令和4年3月23日水曜日、本日の主な議論内容等の予定でございますが、基本方針、開示、訂正、利用停止（手数料）、開示、訂正、利用停止（手続）、行政機関等匿名加工情報の提供、定義（条例要配慮個人情報）について御議論を頂戴したいと考えてございます。

第2回は、日程調整させていただきました4月21日木曜日18時からでございます。お時間にお気をつけください。こちらにつきましては、本日の第1回小委員会の論点整理と確認、個人情報業務登録簿等の作成・公表、開示、訂正、利用停止（不開示範囲）、審議会への諮問の議論ということで、かなりボリュームのある会になると想定をしております。今回は3月23日ということで、国から正式なガイドライン等々はまだ示されておりませんが、恐らく4月上旬には国から示されると思われまますので、そちらを読み込み次第、事務局でも内容を固めさせていただきながら、4月の第2回小委員会の資料を作成したいと考えております。

続きまして、第3回は、5月12日木曜日18時からでございます。こちらは、第2回の論点整理と確認、また、第1回、第2回で議論し切れなかった部分が仮にございましたら、その他の論点として議論を頂戴できればと事務局で考えております。また、小委員会意見書案の検討ということで、始まったばかりで恐縮ではございますけれども、5月末までに確定するという段取りで考えてございますので、第3回の小委員会で小委員会意見書案といいますが、どういうふうな方向性にするかという検討も盛り込ませていただければと考えてございます。

また、会は開催しないんですけれども、文言確認ですとかといったものを踏まえまして、5月31日に小委員会意見書を確定できればと思っております。また、同日付で委員長から小委員会意見書を審議会の会長宛てに提出という段取りで考えております。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会につきましては、本年5月31日で任期が切れることとなりますので、現任期のまま意見書を頂戴して、6月1日から新たな委員の下、新たな体制となりますけれども、そちらから本会での審議がリスタートするというところで考

えてございます。

冒頭申し上げたとおり、このスケジュール（案）は論点が変わる可能性もございますので、その点はお含みいただきながら、今後の参考としていただければと事務局では思っております。

簡単ではございますけれども、資料No. 3につきましては、事務局からは以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」（案）

委員長 それでは続きまして、(2) 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」（案）についてです。事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 4ページ、資料No. 4を御覧ください。表題は、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」（案）と書かせていただいております。

審議会から事務局に少し御助言を頂戴しておりまして、申し上げましたとおり、まだガイドラインは出ていないところではあるんですけれども、今後、進めるに当たって、何かしら軸となるようなものがあると、議論のしやすさも変わるのではないかという御助言も頂戴しておりますので、もしよろしければ、小委員会でこの方針を策定させていただきながら、今後の審議の幹とできればと考えておりますので、基本方針を策定するか否かを含めまして御議論を頂戴できればと思っております。

3点ございます。

まず1点目、世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。

2点目、区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。

3点目、行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

本審議会のところではございますけれども、十分な機能性を持たせたいということが最後の3点目でございます。

この3点につきまして、方針をつくるかどうかを含めて率直な御意見をいただければと

思っております。

資料No. 4の事務局からの説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、世田谷区の3つの基本方針(案)について、小委員会としては異議なしと認めます。

(3) 現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)

委員長 それでは続きまして、(3)現行条例と改正法の比較課題整理一覧表についてです。事務局より資料No. 5の説明をお願いいたします。

区政情報係長 資料No. 5の説明をさせていただきます。5ページと6ページの2ページにまたがりながらの説明になります。

まず、5ページを御確認いただければと思います。現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)でございます。

こちらの表は、小委員会でこういった形で御議論いただければいいのかというのはなかなか難しい部分があったんですけれども、全体を通してこういった規定が区にあって、改正法ではどういう規定があって、どういう議論をすべきか、事務局の頭の整理を含めて作った次第でございます。

表題の下を御覧いただければと思いますけれども、「この表は、現行の世田谷区個人情報保護条例の規定と令和3年改正個人情報保護法の規定を比較し」ということで、全体像のイメージとしていただければ幸いです。

なお、以下の表におきまして、表の右から2番目に「影響」という項目を書かせていただいております。こちらにつきましては、勝手ながら、事務局のほうで、改正法の規定が現行の個人情報保護条例上の規定と大きく異なるですとか、改正の影響が高いのではないかとといったものがありましたら、「高」と記入しております。事務局の独断な部分もあるのかもしれませんが、こちらも今後の御議論の検討素材の一つとして活用していただければと考えております。

また、「凡例」と書かせていただいておりますが、新条例に規定できると考えられるものを「 」としております。これまで国から様々な資料が提示されておきまして、先般の

審議会の中でも資料集という形で皆様方にも配付させていただいたものでございます。正式なガイドラインは出ていないということは重ね重ねになりますけれども、こちらを読み込む限り、法令の条文と国の解釈を含めながら、新条例に規定できると考えられるものにつきましては、「 」としております。

この表の見方でございますけれども、左から「現行条例の関係部分」は、現在の世田谷区個人情報保護条例上の章ですとか条文を書いております。「見出し」は、こういった議論があるかということです。「新条例への規定の可否」は、丸なのか、丸ではないのかという別になっております。「検討すべき課題事項」は、具体的な内容を書かせていただいております。「影響」は、先ほど申し上げました、勝手ながらつけさせていただいている項目です。最後に、「改正法の関係規定」は、令和3年改正個人情報保護法で、現在の世田谷区の条例に見合った条文がどこになるかという条文番号を書いております。

まず、第1章、総則（第1条～第5条）は、目的・趣旨、定義、対象（実施機関）、責務、施策という順番で書かせていただいております。

目的・趣旨、飛びますけれども、責務、区の機関、事業者、区民の各責務につきましては、新条例への規定をすべきかどうかというところは今後の課題の一つと考えております。

定義で「 」をつけさせていただいている、今回の御議論の最後でございますけれども、条例要配慮個人情報の是非を挙げております。

対象につきましては、審議会でも様々情報提供させていただいた中で、今回、区議会が適用対象除外となっておりますので、現在、区議会のほうで様々な自治体の状況を見ながら検討していると聞いておりますけれども、今後、議会の想定といたしますか、検討状況を聴きながら対応していただくと考えております。

第1章は以上でございます。

続きまして、第2章、第3章、第4章、第5章につきましては、基本的には、取扱いの制限ですとか、個人情報を取り扱う重要な幹となるところでございます。審議会に諮問していたということもありますので、収集の制限、利用・提供の制限 これは目的外利用ですとか外部提供ですとかそういったものです。また、オンライン結合の制限ですとかこういったものは、今まで条例で縛っていた部分がございますけれども、そういったものが今後の議論の主題になっていくと考えております。また、適正な管理、安全管理措置につきましては、主に委託の内容ということになりますけれども、今後、漏えい等々のリ

スクにどう措置を取っていくのかといったところが法で示されておりますので、こういった議論が必要不可欠になるのではないかと考えております。こちらにつきましては、今回の個人情報保護法改正のかなり大きな部分になっておりますので、4月にガイドラインが示されまして、4月の第2回小委員会で審議会への諮問の在り方を含めましての議論と考えております。

続きまして、第2章、個人情報等の収集及び登録（第9条）でございます。こちらは個人情報ファイル簿の項目でございますが、改正法第75条におきましては、個人情報ファイル簿の作成、公表が定められております。電子個人情報ファイルとの関係ですとか、作成義務がない1,000人未満の取扱いの議論があると考えておりますが、世田谷区としましては、次回の第2回で議論の予定としている個人情報業務登録簿等の作成、公表の継続の要否で御議論を頂戴したいと考えております。こちらにつきましては、国のほうである程度体系的なシステムを構築していくものについては個人情報ファイル票というものをつくるんですけれども、そういったもののみ作成・公表義務があるという規定がなされております。しかしながら、世田谷区の場合は、外部委託の記録票ですとか、目的外利用の記録票ですとか、幾つか記録票がございますので、そちらの継続の要否につきまして、第2回小委員会で御意見を頂戴したいと現在想定しております。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして、6ページにお進みください。第6章、保有個人情報等の開示、訂正及び利用停止の請求（第19条～第41条）でございます。見出しは、開示、訂正、利用停止でございます。不開示範囲の調整ということで、情報公開条例と整合を図ることができるという保護法の改正がございましたので、こちらの議論を第2回で予定しております。また、飛びますけれども、手続ですが、現行条例との異同（新条例に存続させるもの等）は、本会の第1回小委員会で後ほど御議論いただければと考えております。

第7章、救済の手続は、さほどございませんので、割愛させていただきます。

次に、「【経過措置】新規」の関係部分で、行政機関等匿名加工情報の提供でございます。こちらにつきましては、当然ながらといたしますが、現在、条例では規定しておりません。しかしながら、改正法におきまして、行政機関等匿名加工情報の提供の項目が設けられてございます。本日の御審議の中に入れさせていただいておりますけれども、世田谷区としましては、まだ経過措置の段階で、来年の4月1日以降、必ずその制度を進める義務はないというところもありますので、そういったものを含めながら、後ほど御議論を頂戴

できればと考えております。

続きまして、第8章、雑則、審議会条例でございます。まず、手数料は、後ほど論点として御議論いただく予定ですが、国としましては、手数料を取ると書いておりますが、無料とすることもできると言っておりますので、区として手数料をどうするかということの後ほどの審議でお願いできればと思っております。また、審議会への諮問、今後の審議会の役割ということで、先ほどの3つの基本方針の3番目に出てきたところもありますけれども、審議会を今後も十分に機能させていくということもございまして、どう機能させていくかという具体のところを、今後、第2回小委員会で御議論いただきます。こちらの内容と先ほどの5ページの第2章から第5章の幹になると申し上げたところを併せながら、次回、大きな議論を頂戴したいと思っております。

続きまして、新規、個人情報保護委員会との関係は、委員会との関係ができますということで周知させていただければという程度かと思っております。

第9章、罰則につきましては、現在の世田谷区個人情報保護条例上の罰則と今後の改正法の罰則を見比べていただく程度かと考えております。

こちらは適宜事務局のほうでも見比べながら対応したいと思っておりますので、全体像として御確認いただくとともに、先ほどの影響は事務局で勝手ながら書かせていただいている部分もありますので、参考の一つとして、今後の検討の1つの素材として見ていただければと思っております。

資料No.5の全体の説明につきましては、事務局からは以上でございます。

委員長 ただいまの説明について質問はありますか。よろしいでしょうか。

(個票1) 開示、訂正、利用停止(手数料)

委員長 では次に、個票に移っていきたいと思います。

個票1について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 では、個票に移らせていただきます。

7ページ、資料No.6-1を御覧ください。新条例の検討に向けての主な課題(個票1)でございます。

検討項目といたしましては、開示、訂正、利用停止(手数料)でございます。資料No.5で照合しますと、6ページの第8章、雑則の手数料と一致しております。

関係規定につきましては、現行条例の第46条、情報公開条例第15条、改正法の第89条第

2項となっております。

以前、事務局から送付させていただいた、かなり分厚い資料集がございまして、もしお手元にございましたら、一緒に見ていただければと思っております。

審議会本会では、細かめにといたしますか、全体の説明をさせていただいたんですけれども、今回は審議会本会ではなく、小委員会というところで、専門家の方ばかりということですので、条文を含めながら説明させていただければと思っております。

事務局作成の令和3年個人情報保護法改正関係の資料集のインデックスの20番をお開きいただければと存じます。

28ページを御確認いただければと思います。左側に個人情報保護条例の条文がございまして、右側は改正個人情報保護法の条文でございまして。中頃の第46条、費用負担、第1項で「この条例の規定による保有個人情報等の開示、訂正及び利用中止に要する費用は、無料とする。」と規定をしております。また、第2項「第28条の規定による保有個人情報等の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。」でございまして。第28条は、24ページ 書いていないです。すみませんでした。写しの交付等は請求者の実費負担という規定でございまして。第3項は「前項の費用については、区長が別に定める。」という規定にしております。

また、参考に、情報公開条例も載せております。29ページ、情報公開条例第15条、費用負担を定めておりまして、こちらも同様な規定ということで、手数料は無料としながら、実費負担を頂いております。

先ほどの個人情報保護条例第46条第3項、情報公開条例第15条第3項の「区長が別に定める。」の表につきましては、30ページ、31ページに世田谷区で費用告示をさせていただいておりまして、具体的な費用をこちらで確定しております。A3換算にしておりますが、例を取りますと、文書、図画及び写真の単色につきましては、片面で1枚10円、多色、カラーの場合は1枚20円です。マイクロフィルムはあまりないんですけれども、そういった形で様々な方法と金額を定めております。条例と費用告示を含め、手数料は無料にしながら、実費負担分を頂戴している状況でございまして。

一方で、改正法でまいりますと、27ページを御覧いただければと思います。右側の欄の中頃、第89条、手数料、第1項「行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。」、第2項「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところに

より、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」という規定を定めてございます。ということで、条例で定められるところが今回ございますので、資料No. 5の新条例への規定の可否は「 」としてございます。

資料No. 6 - 1にお戻りいただければと思います。新条例への規定の可否につきましては、先ほど申し上げましたとおり、「開示請求する者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」でございます。

課題事項といたしまして、手数料をどうするかということを考えております。先ほど申し上げましたとおり、現行条例では、手数料は無料といたしております。また、開示の方法が閲覧ですとか視聴 あまり視聴はないんですけれども、見られるだけとか、聴かれるだけといった場合は実費相当分はありませんので、手数料も無料ですし、実費相当分も無料という対応をしております。その中で、写しの交付ですとか、印刷したものが必要な場合は負担をさせていただいているところでございます。

考え方(案)といたしましては、現在の区民サービスを維持するため、現行条例と同様に、手数料を無料とするのがよろしいのではないかと考えております。閲覧、視聴の場合は、現行どおり無料ということで、お金は取らないと考えられます。また、写しの交付と送料が必要な場合につきましては、現在と同様に実費相当分は負担をいただきたいと考えているところでございます。

手数料につきましては、このようなところでございますので、率直な御意見を頂戴できればと思っております。

資料No. 6 - 1につきまして、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 基本的には、現行どおりの案ということでよろしいんですかね。

区政情報係長 はい。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質問はございますでしょうか。

委員 新しい考え方も基本的には現行条例に即したものであるということですが、これまでの運用上、こういった手数料で実務上何か問題があったということはありませんでしょうか。

区政情報係長 この場での本音で申し上げますと、開示請求の場合は閲覧か写しの交付か視聴かを選べるんですけれども、閲覧を選択されて開示請求される常連の方もいらっしゃるということで、大量請求をされて、数か月ですとか1年ぐらい延ばして開示請求の対応をする場合も多々あるんですけれども、その場合は対応時間と職員の労力がかなりかかっ

ているというところは、かなりつらい部分が正直ありますけれども、区民の知る権利ですか、御本人の情報のコントロール権を付与するということもあたりしみますので、そちらにつきましては、最終的にはお金は頂戴しない形で対応しております。難しい面はそういったところがあるかなと実直に思います。

委員 ありがとうございます。

実はこの手数料については、今御指摘いただいた大量請求との関係がちょっと気にはなっていたのです。今の回答ですと、大量請求については、例えば請求権の濫用のような形で何か対応するようなことは考えていないわけですね。

区政情報係長 そうです。ほかの自治体だと、権利の濫用の条文を加えるという形で条例改正している自治体も最近出てきていたりしますけれども、世田谷区の場合は条文にはないというところがございますので、もしそういったことがあれば、一般的な民法上の権利の濫用等々の条文を使うことになろうかとは思いますが、そこまでの難しい方といいますか、他の自治体だと、開示請求をして、審査請求をしてということで何十件という方がいらっしゃるんですが、世田谷区の場合は、幸いそのレベルまではないというところがございます。

委員 ありがとうございます。

私もほかの自治体でこういった関係の仕事をさせていただいているのですが、経験則からすると、やっぱり大量請求というのはあるんです。職員の方の健康も害されてしまうような状況があって、今までなかったから、この先もないということでも必ずしもないかなという気はしておりますが、大量請求の問題は別途あるとして、手数料のところでも大量請求に対する対応を特別に考えるということは、恐らく基本方針に照らして、適切ではない、あるいは、必要ではないという判断という理解ですかね。

区政情報係長 そうです。基本方針でいきますと、維持・発展というのが第1項目にございますので、その部分につきましては、手数料を取らずに対応と。仮に今後、大量請求でクレマーチックにどんどん開示請求されて、審査請求ということになってきますと、その部分のフォローということで考えられるかなとは思っておりますけれども、現状維持といえますか、そういったところがよろしいのかと現在思っているところがございます。

委員 基本方針に照らせば、この考え方が適切と私も思います。

区政情報係長 ありがとうございます。

委員 2つ確認をさせていただきたいと思います。

次の議題にも関係してくると思いますけれども、交付の費用に関しては、情報公開の制度と同じということを確認させていただければというのが1点目です。

それから2つ目は、今の大量請求もそうですけれども、もう一つが電磁的な記録媒体での交付と複写の交付に事実上逆転現象が起きているんじゃないかという事例が国レベルでも自治体レベルでも幾つか報告されてきていますけれども、世田谷区の場合、本来であれば、電磁的記録での交付のほうが安くなるのが一般的かと思いますが、実態的にはどういう状況なのか、もし分かれば教えていただければと思います。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。1点目は、情報公開条例との整合が取れているかという点かと存じます。回答から申し上げますと、こちらは情報公開条例と同じになります。写しの交付の金額ですとか、閲覧、視聴は無料ですとか、手数料は無料ですとか、そういったことは情報公開条例と個人情報保護条例の対応は全く同じということが、1点目の回答でございます。

2点目につきましては、電磁的記録の開示の方法の現状の率直な実務はどうかということと受け止めてございます。こちらにつきましては、資料集の20の30ページを御覧いただければと存じます。先ほどの費用告示でございますけれども、文書、図画及び写真であれば、単色1枚10円と申し上げたところでございますが、その下の下に「電磁的記録（街づくり情報システムから出力したものを除く。）」ということで、都市整備領域の専門的なシステムから出すものは異なる扱いをしていますので、その下に項目があるんですけれども、「除く」のほうを見ていただければと思います。光ディスク等に複写したものは1枚100円でございます。こちらにつきましては、CD-Rですとかそういったところに格納しまして渡すということをやっております、多いのが保健所のリストですとか、そもそもシステム管理をしていて、CSVですとかそういったものに吐き出される想定をしているシステムのものがあるということです。開示請求の文書1枚10円はすごく分かりやすいんですけれども、委員の御懸念どおり、光ディスク CD-Rに入れられるものにつきましては、相当な文書量といいますか、データ量が入るところから、物すごく開示請求をされて、ただ100円ということは正直でございます。しかしながら、その部分は、ある種、歯を食いしばりではないですけれども、対応しているのが実情ということで率直に申し上げたいと思います。

以上、2点の回答でございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、個票1の考え方について、小委員会としては異議なしと認めます。

(個票2)開示、訂正、利用停止(手続)

委員長 次に、個票2について事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 では、8ページ、資料No.6-2、個票2を御覧いただければと思います。

検討項目につきましては、開示、訂正、利用停止(手続)でございます。資料No.5に照らし合わせますと、6ページの第6章、見出しの開示、訂正、利用停止の中の黒ポチ3つ目に手続とございますので、こちらが該当しております。検討すべき課題事項は、現行手続との異同でございます。

資料No.6-2へお戻りいただければと思います。関係規定につきましては、現行条例は第25条、第33条、第40条、情報公開条例第11条、改正法は第83条、第94条、第102条でございます。

では、先ほどと同じように、資料集も併せて見ていただけると幸いです。資料集の24ページ、中頃の第25条、開示決定等の期限で、左側が現行条例、右側が改正法でございます。第1項は、前条各項の決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないと定めております。補正は算入しないというところはございますけれども、15日以内にしないといけないというのが現行条例です。第2項は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、30日を限度として延長することができるという通常延長の規定を持っております。第3項、著しく大量であるため、30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合につきましては、特例の延長をすることができます。開示決定等の期限を第25条各項で定めてございます。

こちらを比較しますと、右側の法第83条は「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内」ということで、条例の倍という規定になっております。こちらもただし書で、補正に要した日数は算入しないとありますけれども、30日以内が開示決定の期限です。

第2項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長できます。

また、第84条は、著しく大量で、先ほどの30日と延長の30日を合わせて60日以内に全てを開示することができない場合につきましては、特例の延長ができますという規定になっております。

続きまして、25ページを御覧いただければと思います。左の欄の下のほう、条例第33条、訂正決定等の期限につきましては、請求があった日から20日以内でございます。また、第2項は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があれば、60日を限度として延長ができます。

その対照表につきましては、改正法の第94条でございます。私がこの帳票を作っているんですけども、第94条を入れ忘れていなかったもので、申し訳ないですが、資料集の15を御覧いただければと思います。こちらは個人情報保護に関する法律でございます。第51条改正後のものです。改正法の第94条、訂正決定等の期限につきましては、訂正請求があった日から30日以内、事務処理上の困難があれば30日以内に限り延長することができるということがございますので、訂正決定と延長につきましては、このような期限にしているところでございます。

最後に、資料集の20に戻っていただいて、27ページを御覧いただければと思います。左側の条例第40条、利用中止決定等の期限は、第1項「利用中止請求があった日から20日以内にしなければならない。」、第2項、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、60日を限度として延長することができるという規定でございます。先ほど説明を省略してしまったんですけども、第3項は、そちらでも難しい場合につきましては、「相当の期間内に利用中止決定等をすれば足りる。」という決定ができる規定でございます。

利用中止決定に値する改正法の条文でございますが、すみません、こちら第102条を私が載せ切れていませんでしたので、第51条改正後の第102条を御覧いただければと思います。ちょっと細かいんですけども、世田谷区の現行条例ですと利用中止決定でございますけれども、改正法におきましては利用停止決定ということで、若干の文言の違いはありますが、基本的に内容は同じだと捉えております。第1項「利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。」、第2項「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができ

る。」、特例延長の規定は第103条であるというところでございます。

現行の条例と改正法の条文のつくりということで説明をさせていただきました。

資料No. 6 - 2の8ページに戻っていただければと思います。課題事項では、決定期限の検討を考えております。3点ございまして、(1)開示決定の期限は、現行条例ですと15日以内、改正法ですと30日以内、(2)訂正決定の期限は、現行条例ですと20日以内、改正法ですと30日以内、(3)利用中止決定又は利用停止決定の期限は、現行条例ですと20日以内、改正法ですと30日以内という規定になっております。

考え方(案)は、「現行の区民サービスを維持するため、現行条例と同様の運用にする」ということが考えられるかと思い、記載しております。結論としましては、(1)開示決定の期限は15日以内、(2)訂正決定の期限は20日以内、(3)利用中止決定 改正法ですと利用停止決定でございます の期限は20日以内ということで、現状維持を想定している考え方を示させていただいております。

こちらを含めまして、ご審議をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと確認なんですけれども、2点ありまして、今回の開示の期間の改正は、改正法の期間は、国の個人情報保護法の開示の期間に合わせているという理解でいいでしょうか。私はたしか労災とかの記録を、個人情報開示を労働局にしたときに、基本的には30日以内の開示で、難しい場合にはさらに30日延長されるという延長決定をされたことがあったので、多分、それと同じなのかなと思ったので、確認です。

もう1点は、考え方(案)で「現行条例と同様の運用にする」ということなんですけれども、現状の運用として、この期間で現実的に大丈夫なのかなと。国のケースなんかでも、30日でも気軽に延長されているんじゃないかと思うぐらい、割と30日でも厳しいんじゃないかなというところがあったので、現状の運用がこの日数で本当に大丈夫なのかという点がちょっと心配だったので、その点を確認させていただければと思いました。よろしく申し上げます。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。まず1点目でございますけれども、国の規定という話をいただいておりますが、基本的に国は30日ということでやっておりますので、国のこれまでの考え方と同様に、あまり自治体の状況を鑑みられることなく、国の法制度と同様の30日設定をしているのではないかと思います。

2点目につきましては、30日設定ではなくて、現状どおりのもので対応できるか、国は30日でも延長するのにといい御指摘だったと思います。各自治体の開示決定の期限は事務局のほうでも様々調査しているところでありますけれども、世田谷区の15日以内と同じ規定もあつたりですとか、14日以内ですとか、基礎的自治体にとってはそういうところが多いところがございます。

また、情報公開条例第11条で15日以内としております。行ったり来たりで申し訳ないんですけれども、資料集の20の28ページの下の方の欄を見ていただければと思います。左の欄、世田谷区情報公開条例は15日以内、30日を限度として延長することができる、第3項で、著しく大量なので特例延長ということでやっておりますので、情報公開条例も個人情報保護条例も基本的には15日以内で何とか頑張っているところがございます。

職務を行うに当たって、国と違って、基礎的自治体は、様々な区民が、様々な開示請求をされるというのを肌で感じているところがございます。様々な個人情報を扱う基礎的自治体の中で、開示請求をして早めに個人情報を取って、家裁に出したいですとか、様々なところで使うのでというような御指摘、御意見は日々様々いただいているところがございます。事務局としましては、30日以内ということで事務がかなり軽減されるという部分は正直感じるころではありますけれども、情報公開条例の15日と、これまでの個人情報保護条例の15日で基本的に何とか対応していたところがございますので、外形上、区民サービスの低下に見られないような、現状の区民サービスを継続することから、15日以内継続ということは実務上問題ないのかなと考えております。ちょっと厳しい場合は、条文上の通常延長ですとか、著しく大量なので特例延長ということで適正に延長させていただいており、フォローの条文がありますので、基本的な軸としましては、現行条例上、また、情報公開条例の15日を遵守するというのが事務局としてはよろしいのではないかと考えているところがございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。多分、実務では、皆さんは15日ではかなり大変だろうなと思いましたが、適切に運用していただければと思います。

区政情報係長 ありがとうございます。

委員 今の話は開示決定の話でしたけれども、訂正決定、それから、利用中止決定については20日となっています。開示決定が15日でできるんだったら、訂正決定や利用中止決定も15日でできるんじゃないかという指摘があり得ると思うのですが、この2つについては、あえて5日間プラスした理由は何なんでしょうか。

区政情報係長 率直に申し上げますと、世田谷区の場合、訂正決定と利用中止決定に至る請求自体がほぼほぼありません。ほかの自治体を見ますと、内容が違うので訂正せよ、自己情報コントロール権を及ぼしたいというところもあって、訂正請求は様々あるというのは伺っているんですけども、世田谷区の場合は、幸か不幸か分かりませんが、数年に1件です。特に利用中止は近年全くないというところがございます。20日と過去に規定をしているというところと、需要もなかなかないというところもあって、よくないのかもしれないかもしれませんが、そのまま20日の設定をしているところがございます。ですので、正直、20日が妥当なのか、15日に下げられるのかというところは、事務局の中では議論が全くされていないというのが実情でございます。

御期待に添えない回答になってしまうかと思うんですけども、以上でございます。

委員 ありがとうございます。

前例がないから、どれぐらいの日数が妥当なのかよく分からないということだと思うのですが、作業量としては、開示決定の判断とそんなに変わらないんじゃないかという気がするのですが、もし本当にそうであれば、単に維持するだけではなくて、発展させるということも基本方針の中に含まれているので、訂正決定とか利用中止決定の場合も15日でトライしてみてもいいんじゃないかという気がいたしました。

区政情報係長 こちらも訂正と利用中止でそれぞれ延長の規定もありますので、場合によっては、そちらも発展という形でできるかもしれませんので、ほかの自治体の規定状況もこの後確認させていただき、御意見を承りたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 ほかに御質問はございませんか。 そうしますと、今回で一応は決めるということになるかと思うんですけども、一旦、現状を維持するというところで決めた上で、今、委員から出ました訂正と利用中止については、ほかの自治体の状況を踏まえたところで、違いが出てくるようであれば、そこでもう1回検討するということにしますか。

区政情報係長 次回の小委員会では、他の自治体の状況をお示しさせていただければと思います。

委員長 では、ここでは、現状案でお諮りさせていただきたいと思います。異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、個票2については、本小委員会としては異議なしと認めたいと思います。

(個票 3) 行政機関等匿名加工情報の提供

委員長 次に、個票 3 について事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 では、9 ページ、資料 No . 6 - 3、個票 3 を御覧いただければと思います。

検討項目は、行政機関等匿名加工情報の提供でございます。資料 No . 5 で照合いたしますと、6 ページの中頃の「【経過措置】新規」、見出しとしては、先ほど申し上げた行政機関等匿名加工情報の提供でございます。

資料 No . 6 - 3 にお戻りいただければと思います。関係規定につきまして、現行条例での規定はございません。改正法におきましては、第 60 条第 3 項で定義が持たれておりまして、施行附則第 7 条で任意の規定、当面の間の措置が書かれてございます。

資料集 20 の 31 ページ、5、匿名加工情報制度の導入からが内容になっております。先ほど改正法では第 60 条第 3 項と言いましたけれども、こちらは定義ということもありますので、割愛をさせていただいております。

おめくりいただきまして、32 ページ、行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に法の条文を様々書いてございます。簡単に説明しますと、第 109 条第 1 項で、行政機関の長等は、この情報を作成することができますが、第 2 項で、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはなりませんと規定しております。

第 110 条は、行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルが第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、個人情報ファイル簿に記載しなければいけないという規定があります。

第 111 条は、こちらを定期的に募集しましょうという規定がなされております。「募集するものとする。」という厳しめな規定になっております。

第 111 条、第 112 条等で、その後の流れが契約を含めて様々書いてあるところでございます。

35 ページ、第 114 条で審査をする、第 115 条で契約を結んだりということで、雑駁に言いますと、行政が持っている個人情報はたくさんありますけれども、それを加工しながら匿名化して、認められた事業者と契約をして、委託をするなり区のほうで加工しながら、事業者提供して手数料を頂戴するという制度でございます。

39 ページの最後、附則第 7 条「都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市

以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間、第110条中『行政機関の長等は、』とあるのは『行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、』とございまして、32ページの下の方の欄、第110条の「行政機関の長等は」が読み替えがされているところと、40ページにお移りいただきますと、「第111条中『ものとする』とあるのは『ことができる』とする。」と裁量規定に変わっておりまして、33ページの中頃、第111条、提案の募集、「次条第1項の提案を募集するものとする。」が「募集することができる。」という読み替えがなされている状況でございます。このことから、都道府県と政令指定都市以外につきましては、裁量で行政機関等匿名加工情報の制度を構築することができる条文のつくりになっているということを補足して御説明させていただきました。

9ページ、資料No. 6 - 3にお戻りいただければと思います。新条例への規定の可否でございますが、先ほど申し上げましたとおり、「施行規則第7条により、経過措置として、『当分の間』は提案募集を『任意』で行うことができるものとされている」となされてございますので、都道府県と政令指定都市は来年4月1日から義務ということで開始されますけれども、それ以外の自治体は任意でございます。こちらにつきましては、「当分の間」とありましたので、事務局から個人情報保護委員会に意見照会として、どれぐらいの期間を想定しているのかと質問として投げかけたところでございますけれども、現在においては全く未定でございますという回答があった旨、申し添えます。

課題事項、提案募集制度導入の時期は2点ございます。現行法制における行政機関等非識別加工情報 現在は文言が入り組んでいたりしますので、非識別となっていますけれども、これは混乱を招いていることもあって、定義統一ということはありません。については、同程度の規模の市区町村の条例における制定事例が存在しない 事務局で調べましたところ、現在、2,000近くの自治体がある中で、都道府県レベルで2、市区町村レベルで9程度ということが客観的な調査で分かっております。ため、区民に与える影響力の程度が想定できない。さきの審議会でも委員の方から個人情報業者にとという話もあって、事務局としましては、慎重に扱っていただきたいという御意見を重く受け止めていございます。

先行事例がないことから、区における提案募集に当たって、こういったものが求めら

れているかという需要がなかなか捉え切れていないというのが正直なところでございます。作成に当たりますとは、恐らく職員の中で作るのは技術的に難しい面があるかと思っておりますので、委託するということが考えられるんですけども、委託の是非ですとか、費用の算定が難しいのではないかとというのが率直な考えでございます。

考え方(案)は、来年の令和5年4月1日から、都道府県及び政令指定都市にて行政機関等匿名加工情報の提供が義務づけられるため、経過措置の間におきましては、区と同程度の規模を有する政令指定都市における運用状況をぜひ確認したいと思っております。また、施行後、都道府県等は運用に入りますので、十分に蓄積がされた実績を踏まえながら、世田谷区がこれを導入すべきかどうかということのを改めて検討すべきではないかと考えております。

事務局の主観を述べさせていただいたところでありますが、そのみならず、ほかの自治体の状況ということで、オンラインで会議も行いますので、そこで様々聞いたものが考え方(案)の2つ目の丸ポチでございます。現時点において、近隣各区でこの制度を導入する予定がある自治体は基本的にはないと聴いているということを加えさせていただければと思っております。

長くなりましたけれども、現在の考え方(案)としましては、つまりは、現在、検討はすべきだとは認識しておりますが、需要ですとか、区民への不利益ですとかがなかなか拭えない部分がありますので、来年の4月1日以降に都道府県と政令指定都市が義務化されて、制度が始まり次第、一定程度、こちらの実績を見ながら、区がこれを導入すべきかどうか再検討すべきだという考え方にしているところでございます。

資料No.6-3につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

委員 初歩的なことでちょっとお伺いをしたいと思うんですけども、今御説明をいただいた資料No.6-3で、現行法制における行政機関等非識別加工情報という用語があります。それから、今回の新法では、行政機関等匿名加工情報と用語が変えられていますけれども、これは重なり合う部分がかかなり多いかと思うんですけども、そこを峻別する境みたいなものはどういうふうな形になっているのか。

それから2つ目に伺いたいのは、令和5年4月から都道府県と政令指定都市については行政機関等匿名加工情報の提供の義務づけが行われますということなんですけれども、

ここの関係で、世田谷区は自治体のレベルとしてはどのレベルになるのか。つまり、これは単に地方自治法の法制度上のレベルの問題と同時に、規模的な問題であるいは、もともとこの発端となっているのは、データの利活用の問題があるかと思うんですけれども、データの利活用の円滑化のためにということがもしあるとしたら、世田谷区から何らかの情報を得たい、データを活用したいということがあった場合には、そういう一定の対応が求められることもあると思うんですけれども、今の時点では、どういふうなことが想定されるのか、そのこのところを考え方としてお示しいただきたいと思います。

2点だけ教えてください。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。まず1点目の定義の部分で、行政機関等匿名加工情報と行政機関等非識別加工情報の違いがあるというところを御指摘いただいたものと理解しております。現行条例につきましては、定義がございませんが、情報がなくて恐縮なんですけれども、行政機関個人情報保護法という、国の個人情報保護法制を縛る法があります。また、今回の個人情報保護法は、事業者を中心に縛る法です。非識別加工情報と匿名加工情報ということで、お互いの通常の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が同種のもので似た概念で混乱を招いていたというのは、実際に資料で読ませていただいております。今回、それを行政機関等匿名加工情報と定義が統一化されますので、混乱を招いてしまって恐縮ではございましたけれども、非識別加工情報というのは今後使わない文言になると事務局で理解しておりますので、行政機関等匿名加工情報1本になるということでご理解いただければと思います。

2点目の需要の部分でございますけれども、正直言いますと、事務局も需要は細かく関知できていない部分がございます。ただ、情報公開条例の中でも、情報開示請求という受け身の制度はありますけれども、情報提供制度、情報公表制度ということで、能動的な、こちらが発信していくような制度がございますので、開示請求制度、情報提供・情報公表制度、二足のわらじを履きながら、皆様方に知る権利を保障しているところがございまして、一定程度、区もオープンデータという形で、ホームページにかなりの部分を出しております。CSVに吐き出せるような、様々な利活用ができるような、非開示情報がないようなものをホームページに出しておりますので、ある程度、そういったものは事業者も使っているのかなと思います。ですので、実際に区政情報課、事務局のほうに業者のほうからこういったものが欲しいといったことはなかなか届いて

いないところがありますので、そういったお声があれば、この制度をどういうふうにご利用していくかというのが議論の一つなのかなと思いますけれども、世田谷区の場合、現状、情報提供・情報公表制度をかなりやっておりますので、ある程度、そこが認知されているか分かりませんが、一定程度、加工しながら公開していますので、そこで需要を満たしているのかもしれないというところはございます。

2点目は回答になっていない部分があるかと思いますが、正直、需要は分かりかねる部分はありますが、ホームページを見ていただければと思いますが、加工して相当出しているというところがございます。

事務局からは以上でございます。

委員 ありがとうございます。

委員 今の委員とのやり取りとも関係しますけれども、あるいは、重なり合いますけれども、当然ながら、行政機関が収集する情報については、ある面では、パブリックな意味合いを持つものですから、広く公共的な役割に資する必要性はあろうかと思えます。ただし、一方で、匿名加工情報については、使われ方について十分に 大本の区民の人から見ると、どういう使われ方をしているか分からないという側面もやっぱり拭えないわけで、先ほど事務局から説明があったように、区民の不安が拭えないという言葉がありましたけれども、そういう側面があるということをお察すると、最初に定めた基本方針の2番に該当すると思えますけれども、単にほかの自治体が導入する予定がないからという、少し消極的な意味合いではなくて、もう少し前向きといいたいまいしょうか、基本方針に従って、匿名加工情報の提供については慎重に検討していくんだという姿勢を確認しておいたほうがいいのではないかと考えています。

委員長 今の委員のところについては、もう少し積極的に情報収集をするという方向でよろしいでしょうか。

委員 いえ、情報収集をするというよりは、匿名加工情報の導入については極めて慎重に検討するんだという姿勢を確認するという意味合いで、あまり積極的に収集して、どんどんやりましようという方向に行くよりは、抑えたほうがいいのではないかとという意味合いです。それが基本方針の2番目の情報主体としての区民のある種の自己情報コントロール権ですけれども、それをきちんと守るという意味合いでもあろうかと思えます。

委員長 そうしますと、この考え方に加えて、今後も慎重に検討するというふうに加えるような形になりますか。

委員 そうですね。実際、何にもやらないわけですので、見た目としては何もやらないだけで、同じだと思えますので、今回の御提案にはもちろん異議は全くないですけれども、審議会の姿勢としては、ほかもやっていないから、取りあえず置いておきましょうというよりは、もう少し積極的にという言葉がいいかどうか分かりませんが、きちんと区民の情報主体としての権利を守っていくという考え方を堅持するという意味合いであります。

委員長 もし導入するような話になれば、そこは慎重を期する方向で考えるということでございますね。

どうでしょうか。そうすると、考え方(案)の2点目の書きぶりですかね。

区政情報係長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと事務局は考えております。受動的といいますか、受け身の書き方になってしまっている部分がありますので、それよりも根本は区民の個人情報はどう利活用していくかということになりますので、その部分は慎重を要するというのが、おっしゃるとおり、まず第一に来るかと思えます。補足としまして、現状の他の自治体の状況ですとかそういったところを踏まえてという考え方はあるかと思えますけれども、大前提として、区民の情報は慎重に扱うべきというのが第一に来るという考え方(案)をお作りしていきたいと思っております。

委員 先ほど質問という形をお願いをしたところなんですが、今のやり取りの関係も含めて。私も気になったのは、考え方(案)の前のところも「想定事例が存在しない状況」とか、「現時点において、近隣各区で本制度を導入する予定の自治体はないと聞いている」という、ある意味、人ごとみたいな表現が書かれているので、そういう実態なんだろうけれども、そういう中で、先ほど冒頭で述べられた区としての基本方針(案)をもし踏まえるならば、当然、匿名加工情報の提供についても、もともとのデータが主権者である区民の方々の個々人のものを反映した情報であることを鑑みた場合には、その取扱いについては慎重に行うと同時に、自己情報コントロール権という 世田谷区では、ヨーロッパのOECD理事会勧告が出される前から自己情報コントロール権を電算条例にも規定したという歴史的な経過もありますので、そういう先進的なところも踏まえるとすれば、提供の扱いということに関しては、区民の方々の個人情報を保護するということを、また、自己情報コントロール権に即して、それを擁護する形で進めていくというのを、立場としても、考え方としても持っていただいたほうがよりよろしいのではないかなと私は思いました。

委員長 そうしましたら、基本的には、今回は導入の規定はしないということなんですけれども、検討に当たっては、基本方針の2つ目、区民が情報主体であることを十分に意識した上で慎重に検討するような表現を使っていただくという形になるんでしょうかね。

委員 その形で私はよろしいと思います。

委員長 そのところは少し文章を整理していただくということで、規定しないという面では、この考え方を今回はお諮りするということでよろしいでしょうか。表現ぶりのところは次回で整理してもらおうという形でよろしいですか。

区政情報係長 そうですね。重要な御意見を頂戴していますので、こちらでも御指摘を踏まえながら、考え方(案)を主体的な考え方にしたいと思っておりますので、修正後、次回の小委員会になるかと思っておりますけれども、お示ししたいと思っております。

委員長 分かりました。

では、今日の段階では、この考え方をお諮りした上で、小委員会としては異議なしということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、個票3の考え方について、一応、留保はつきますけれども、小委員会として異議なしと認めます。

(個票4) 定義(条例要配慮個人情報)

委員長 それでは、個票4につきまして事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 では、10ページ、資料No. 6-4、個票4を御覧いただければと思います。

検討項目です。定義(条例要配慮個人情報)でございます。

関係規定についてでございますが、現行条例においてはございません。改正法では、第60条第5項で規定がございます。

資料集の20、2ページを御覧いただければと思います。例のごとく、左の表が条例、右側が改正法を書いてございます。現在、条例につきましては、第7条、収集禁止事項で、思想、信条、宗教ですとか、差別の原因となる事実ですとか、犯罪に関する事項ですとかそういったものは基本的には収集してはいいませんと定めているところでございます。

一方、改正法でございますけれども、第2条第3項で「この法律において『要配慮個人

情報』とは」という法の規定がございまして、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等々の配慮を要するような項目を法が規定する要配慮個人情報と定めてございます。

飛びますけれども、第60条第5項の定義がございまして、「この章において『条例要配慮個人情報』とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」となっております。

第2条の要配慮個人情報は、法が規定した、全国統一の要配慮個人情報になりますので、まさに全国の自治体で適用がなされるところでございます。

改正法の第2条第3項の「政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」の部分でございまして、こちらが法律施行令でございまして、すみません、資料集には書いていないんですけれども、法律施行令第2条の要配慮個人情報という規定に書いてございます、身体障害、知的障害、精神障害ですとか、健康診断の結果ですとか、心身の状態の改善のための指導、調剤が行われた事実ですとか、逮捕、搜索、差押え等の刑事事件に関わる手続ですとか、少年法の関係ですとか、そういったところが、国が指定する、政令で定めるような法律施行令になっているところです。

また、法律施行規則でございまして、身体障害者福祉法の別表で定められるような身体障害ですとかそういったものがあるというのが、全国レベルでの対応になっております。

そういったもの以外に、地域特性に応じて条例で定められるようなものは定められるという規定が第60条第5項でなされたことから、今回の審議の対象になっております。

10ページ、資料No. 6 - 4にお戻りいただければと思います。新条例への規定の可否につきましては、申し上げましたとおり、「区が保有する個人情報のうち、世田谷区の地域特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを条例で定めることができる」と第60条第5項で定められております。

課題事項、条例規定の必要性でございまして、改正法が定める要配慮個人情報を除く区独自の条例要配慮個人情報の該当性につきまして、事務局だけだとなかなか分からない部

分がありますので、区の全所属に調査を行ったところでございます。なお、調査した項目につきましては以下のとおりということで、1点目が配慮が必要な個人情報の業務登録名及び個人情報の項目、2点目がその利用目的、3点目がその理由ということで、3点、区の内部の全所管に確認しましたところ、現時点におきまして、条例要配慮個人情報は存在がない、法が定める要配慮個人情報は障害の関係を含めてたくさんあるんですけども、世田谷区の地域特性に応じた独自のものという観点でいきますと、なかなか難しいといえますか、見当たらないというのが実直な全庁的な調査の結果でございます。

続きまして、考え方(案)でございます。条例要配慮個人情報については、新たな条例に規定しないということが考えられるのではないかと。少し受動的にはなってしまうけれども、現時点において、近隣各区で本制度を導入する予定の自治体はないとオンライン会議等々で聞いております。ですので、法施行後、他自治体がどういうふうに指定するのかということで、指定する自治体は少ないのではないかと考えられるんですけども、もし仮に指定された自治体がありましたら、どういう項目を指定したのか、どういうふうな地域特性があるのかというところを研究して注視していくのがよいのではないかと結んで書いているところでございます。

なお、説明し忘れて恐縮ですけれども、資料No. 6 - 4の個票4につきましては、資料No. 5と照合させていきますと、5ページの第1章、総則の定義の3つ目、条例要配慮個人情報、新条例への規定の可否は「」、影響は「高」となっております。

資料No. 6 - 4の説明につきましては、事務局からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はございませんか。

委員 これもちょっと初歩的なことになって恐縮なんですけれども、教えてください。資料No. 6 - 4にある条例要配慮個人情報を規定することの可否、それが必要かどうかについての判断の問題があったと思うんですけども、その問題と、当然、大前提としては、情報の収集に当たっての適正収集なり収集制限の問題 これは現行条例でもありますけれども、現行条例では、第7条にも収集禁止事項というのが明確にうたわれていますよね。これは現行の個人情報保護条例が作られる前の段階の、たしか1976年の電算条例の中でも大きな議論の焦点の一つともなり、そういう点では、適正収集の問題、収集制限の問題で大きな話題になったと私も伺っておりますので、資料No. 6 - 4でいう条例の規

定に入れるか入れないかという問題と、その前提としての情報収集の問題についての扱いは一応切り離して、今日示された区の基本方針にもありますように、情報主体である区民の方々の個人情報を運用上もきちんと確保していきますよということを行う大前提があるよという理解でよろしいのかどうか。他の自治体では、こういうふうな形で動いていますよというのがあったら、それによって法施行後に変更等が起こってくるのかどうか、その辺も含めてお考えを伺っておきたいなと思ったんですが。

区政情報係長 ご質問ありがとうございます。条例要配慮個人情報につきましては、資料5の5ページ、定義で書かせていただいておりますので、今回の審議につきましては、定義規定を設けるかどうかというのを主軸に考えているところでございます。

委員がおっしゃっていただいたのは、資料No. 5の5ページの第2章の見出し、取扱いの制限、収集の制限の御指摘を踏まえながらの御意見だったと捉えておりますけれども、こちらにつきましては、第2回小委員会での御議論になると思っております。

なお、国からは収集の制限の規定は基本的には許容できないと言われていたところがあります。次回の小委員会の中での細かい議論になってくるかとは思いますが、そもそも定義を設けるかというところが今回の議論の主軸と考えております。

委員長 ここはあくまでも世田谷区の地域特性その他の事情に応じたところで、ここでいう第7条に該当しないものとしてということによろしいんですね。

区政情報係長 そうです。この資料集のつくりは、定義がなかなかございまして、条例は定義がなかった部分がありましたので、収集禁止が類似の内容ではなかろうかというところで書いておりますけれども、項目自体は、今回の改正法の中では若干ずれている部分があったりしますので、今回、定義を設けるかどうかというのがまず第一になっていくかと思っております。次回は、収集禁止ですとか、利用、提供ですとか、オンライン結合ですとか、そういったところの是非を踏まえまして取扱いの制限、適正な管理措置といったところがありますので、その部分の法の、実際には第61条を中心とした解釈になってくるかと思っておりますけれども、そういったところの解釈の仕方、運用の仕方等々が次回の小委員会での議論の中心になると思っております。

委員 今御説明をいただいて、大体理解はできたんですが、要は、実質的な中身としての情報を収集する場合の適正な収集との関係での要配慮個人情報の取扱いと私は理解をしていたものですから。ただ、それについては、今日示された資料No. 6 - 4では、条例上の新たな規定は設けないよと。実質的な中身については、次回、第2回小委員会で議論をし

ますということですので、その中でも必要があれば、それに関わって議論はさせていただきたいと思います。

委員 先ほど、全所属に調査したところ、特に条例要配慮個人情報について設定する必要性があるという回答がなかったということなんですが、資料No. 5の定義に「区独自規定の要否（LGBT、DV等）」という例示がなされているので、LGBTだったり、DVだったり、あとは、どこの地域の出身かとか、そういうところなんですかね。分からないんですけども、ある程度、想定される必要性というのが何か出てきているのかなと思ったので、資料No. 5の検討すべき課題事項はどういうふうな趣旨で書かれているのかというところを含めて御説明いただければと思いました。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。資料No. 5の条例要配慮個人情報の例示なんですけれども、国の昨年の資料の中で、例示でLGBTですとか、DV等が該当するのかもしれないという資料が1件だけあったところから、該当するとしたら、そういったものなのかなという意味合いを込めて、事務局で書かせていただきました。これも本当に該当しているかどうかは分かりませんが、一般論で書いたというところでございます。

こちらについて、LGBTですとか 世田谷はパートナーシップ宣誓を要綱上でやっていたりですとか、渋谷区さんは条例上で対応していたりですとか、そういったところも踏まえまして、いろいろ自治体に聴いたり、世田谷区の中の人権部門にいろいろ聴いたりしたところではあるんですけども、世田谷区独自のLGBTの関係の情報というのはないのかなと。実際、LGBTの方がどういう方かというのはなかなか分かりませんで、宣誓をした方かどうかという有無だけが分かるような情報のみ保有しており、センシティブ情報と言われるものの追加情報がないので、所管としては、機微な情報まではいかに、世田谷区独自の情報とも言えないというところがございますので、現時点においては、例示で挙げさせていただいた部分はあったんですけども、世田谷区の地域特性とまで言えるものではないというのが所管の回答だったところでございます。

委員 承知しました。

ちなみに、LGBTだったり、DVの部分も、ほかの近隣各区で導入する予定がないという感じですか。ほかに導入する予定がある区はあったりするんでしょうか。

区政情報係長 資料No. 6 - 4で少し書かせていただいておりますが、考え方(案)の2つ

目、現時点において、近隣各区で導入する自治体は基本的にはないと聞いておりました、先日、目黒区さんを中心に、オンラインで情報共有したんですけれども、基本的には導入する予定はないと伺っています。その中で、渋谷区さんは、LGBTの関係でいっても、条例化しているということで、世田谷区の要綱レベルを超えているということがありますので、ぜひその意見を聴きたいということで、渋谷区さんに聴いたところです。やはりその部分は渋谷区独自のものということまではいかないということにして、条例でこの部分を条例要配慮個人情報として指定する予定はないと聞いているところでございます。

委員 承知いたしました。ありがとうございます。

委員 今の委員の話と共通するんですけれども、基本的には、収集禁止にしても、本人外収集の禁止の規定との関係になってしまいますので、次回の議論かなとは思いつつも、やはり基本は2つで、国の要配慮個人情報、センシティブ情報から漏れがあるようなものがあるのかなのかという問題と、もう一つは、世田谷区のこれまでの審議会の議論で、とりわけ頻繁に、あるいは慎重な議論を求められる対象になるような要配慮個人情報があったのかどうかということだと思えます。

そうすると、前者のほうの漏れということと言うならば、世田谷区の場合は、性的マイノリティー、性的少数者という言い方をされていますけれども、LGBT関係については、国の要配慮個人情報には現時点では明らかに入っていないセンシティブ情報ですので、これについては何らかの対応をしないと、本人外収集が自由に行われるということになってしまいかねないということについて、やっぱり議論はしておいたほうがいいんだらうなと思っています。

一方で、後者のほうの、この数年間の審議会で言うならば、子供関係の部署等々から頻繁に出てくるのはDV関連の話ですので、DV関連の情報について、どういう形で区として守っていくのか、それを収集禁止、あるいは本人外収集の規定に入らない場合に漏れが出てこないのかどうかについては、改めて慎重に原局と御相談いただく必要があるのかなという気はしています。もちろん次回の禁止規定との関係でもいいんですけれども、一応、定義として、要配慮個人情報について定めないということについては、しようがないのかなと思いつつも、あるいは、地域特性という言葉をどういうふうに捉えるのかについては難しいなと思いつつも、漏れがある可能性があるんだということについては、念のため、今回、この場で確認をしておいたほうがいいかなと思っています。

委員長 いかがいたしましょうか。取りあえずは次回の小委員会を踏まえたところで、国の

ガイドラインも出てくるでしょうし、そこでの議論の中で、改めて必要になってくればということで、一応、この段階では、考え方(案)のとおりで、新たな条例には規定しない。今のところ、事務局さんのほうでは、内部に全て聴いていただいた段階では、ないということでしょうから、そういう意味では、今日のところは、一旦、考え方(案)どおりということによろしいでしょうか。

委員 規定しないという言い方でも別に私自身はいいかなというか、取りあえず今日段階ではやむを得ないかなとは思っていますけれども、次回の収集禁止、あるいは、本人外収集の容認というか、許容との関係だと思えます。専らそこがクリアでないがために、どこまで区として要配慮個人情報規定することによって守ることができるかどうかという問題かなと思っていますので、今の委員長のおまとめで構いませんけれども、何かちょっと留保はつくのかなと思っています。

委員長 それは、むしろ国の規定より漏れていれば、やはり世田谷区としては一歩進めて、その分だけ保護するという形で規定したほうが良いというところまで考えてもよろしいですかね。

委員 そうですね。それも1つの考え方かなとは思っています。私自身はやっぱり漏れがあることは間違いないと思いますので。

委員長 事務局さん、そこはいかがでしょうか。一応、今日のところの議論ではないんですけれども、そこは留保つきで、次回の議論の中で、一歩進んで保護するというところで考えれば、国で漏れているものについては、やっぱり世田谷区では積極的にこれを保護するんだということで、そこだけ決めるかどうかというところをまた議論することになりますでしょうかね。

区政情報係長 ここは非常に難しいところだなと思っているのが実情です。地域特性に応じてということで、世田谷区独自のものが何かあるのかというところは、条文の読み方というか、解釈のところかなとは思っていますので、DVのところも多分、全国レベルであったり、LGBTも世田谷区に特化して集まっているわけではなくて、全国的にいらっしゃる中で、世田谷区は要綱をつくっているというところの外形なのかなということで、正直、なかなか難しい部分があるなど。

事務局の中でも、LGBTは要配慮個人情報になるんじゃないのかなという考えをしていた時期も正直ありました。その部分については、やっぱり機微な情報だということから思っていたところがあったんですけども、LGBTの方については、勝手な想像で

はありますけれども、通常の男性、女性という性を自認している方と同等の扱いをしてほしいという考え方もあるかと思しますので、それが同一レベルに来ることを求められているという指摘もあるのかなど。なので、機微に扱い過ぎると逆差別になるのかなど、いろいろ考え過ぎる部分も正直事務局ではあたりしました。

いずれにしましても、委員と委員の御指摘も重く受け止めておりますので、第2回小委員会でも密接不可分な収集禁止事項の内容もありますので、今回いただいた御意見を踏まえながら、第2回小委員会の中でも、収集禁止と併せて御議論を頂戴することになるかと現状思っております。

委員長 それでは、第2回は大分重い議論になるかと思っておりますけれども、事務局からおっしゃっていただいた収集禁止事項のところで再度議論することを留保条件として、今日の段階では規定しないということでお諮りするということによろしいでしょうか。

それでは、この考え方につきまして異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、個票4の考え方について、先ほどの留保を条件にしたところで、小委員会として異議なしと認めます。

それでは最後に、事務局より報告があればお願いいたします。

区政情報課長 この間、議論ありがとうございます。

本日は、オブザーバー委員として、先生に入ってくださいましたので、先生から何かお感じになった点がありましたら、お聴かせいただくとありがたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

オブザーバー委員 今日の審議の内容については、特にコメントはないですけれども、基本方針の背景にある歴史をすごく感じる事ができた小委員会でした。ありがとうございました。

区政情報課長 どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

本日、皆様、大変ありがとうございました。

資料No.3の小委員会のスケジュール(案)でお示しさせていただきましたように、次回は令和4年4月21日木曜日の午後6時から、時間が変わりますので、第2回小委員会を開催させていただきます。さらに、翌日の4月22日金曜日午後2時から令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。いずれも今回同様、オンラインでの開催を見込んでおりますので、皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

委員長 それでは、そのほかに何か皆様からございますか。よろしいでしょうか。

4. 閉 会

委員長 それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。次回、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。